

事業所長・事務長 様
職場長 様

人事総務課長

2025年度夏季休暇取り扱いの件

2025年度夏季休暇（特別有給休暇）の取り扱いを下記のとおりとします。

夏季休暇の付与にあたっては、週休や年次有給休暇の活用も含め、まとまった休暇が取得できるよう事業所・職場で円滑な運用の程、よろしく申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、人事総務課までご連絡ください。

記

1. 常勤職員の夏季休暇付与について

(1) 取得期間

水島協同病院、玉島協同病院、コープリハビリテーション病院・老健あかねの
診療部（医師）・看護部（病棟勤務者）

2025年 6月 1日～10月31日

その他職員

2025年 7月 1日～ 9月30日

(2) 付与日数

- | | |
|---------------------------|----|
| ①2025年4月30日までに採用した職員 | 3日 |
| ②2025年5月1日～6月30日までに採用した職員 | 2日 |
| ③2025年7月1日～7月31日までに採用した職員 | 1日 |

※8月1日以降に採用した職員については、夏季休暇の付与はありません。

※取得期間中の欠勤者（産・育休含む）・退職者については、勤務状況（見込み）に基づき通減します。

通減後の付与日数は以下の計算式により算出してください。

付与日数 = 取得期間中の出勤見込日数 / 同期間の出勤基礎日数 ※ × (2) による付与日数

(小数第一位四捨五入)

※出勤基礎日数

診療部（医師）・看護部（病棟勤務者） … 106.65日 (21.33日 × 5ヵ月)

その他職員 … 63.99日 (21.33日 × 3ヵ月)

※取得期間開始日現在、欠勤中の職員については、職場復帰時に付与日数を確定してください。

※取得期間中に欠勤となった職員で、既に夏季休暇を取得していた場合は、それを認めます。

2. 定時職員の夏季休暇付与について

(1) 取得期間

2025年 7月 1日～ 9月30日

(2) 付与日数

2025年7月1日時点の週の契約日数を基準とし、週の契約日数が4日以上の職員に1日付与します。

※7月1日時点において週の契約日数が4日未満の職員に対する夏季休暇の付与はありません。

※7月2日以降に採用した定時職員に対する夏季休暇の付与はありません。

3. 連絡先

TEL 086-444-4321 人事総務課 担当：小西（内線103）

以 上